

<全：加盟団体・個人・役員・審判>

## 規律委員会規程 (裁定機能有) <20190108>

### 1. 目 的

- 1) (公財)日本バスケットボール協会(以下、JBA)の行動規範の徹底
- 2) クリーンなゲーム運営、コート上・コート外でのマナー向上の啓発
- 3) (一社)長崎県バスケットボール協会(以下、PBA)主催等の公式試合において発生した懲罰事項の処理
- 4) 加盟登録団体、個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判員および、役職員、その他の関係者)の懲罰事項の処理

### 2. 行動規範

- 1) バスケットボールに関わるすべての者は、社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し、社会的な規範に基づいて行動する。
- 2) 競技者は、自己の技術、体力及び知力を高めることに最善の努力を行うとともに常に教養を深め人格を高めるよう心がける。また、仲間を愛し、お互いを尊重するとともに、他の模範となるよう心がける。
- 3) 指導者は、バスケットボールの技術・戦術などの研究及び指導方法について研究し自己の指導力の向上と修養に努める。また、競技者を指導する責任を自覚し、競技者の人格を尊ぶとともに、その模範となるよう率先垂範の行動に心がける。
- 4) 役員(含：審判)は、バスケットボールの普及振興を図り、人々の心身の健全な発展に寄与するため、真摯に職務を遂行する。また、職務を公平・公正かつ誠実に遂行し、個人的な利益は決して求めない。

### 3. 重点目標

- 1) バスケットボールの選手・指導者・関係者・役職員・審判の行動心得の作成と周知徹底
- 2) 「Respect for the Gameの精神」の周知徹底
- 3) 審判の資質向上とインストラクターの活動強化(指導の統一性)に努力
- 4) 役職員のマナー向上

### 4. 組 織

委員長：1名 太田京子(専務理事)

副委員長：1名 福岡敏徳

委員：3名 山崎純男 西島詠治 荒木将博(司法書士)

\*その他の委員として、審議内容によっては、理事・参与・有識者などから3名を限度として置くことができる。

### 5. 適用範囲

- 1) PBAの主催、共催、主管、後援、普及などの公式試合
- 2) その他の大会において発生した重大な懲罰事案

## 6. 対象者

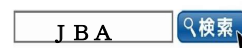
- 1) PBAに所属するJBA加盟または登録する団体
  - ・加盟チーム、各地区協会バスケットボール協会、各種の連盟
- 2) PBAに所属するJBA登録する個人
  - ・選手、指導者等チームスタッフ、審判員および、役職員その他の関係者

## 7. 運用方法（手続き）

- ①連絡
  - ・会場責任者→競技責任者（報告書作成）→競技最高責任者
  - ・担当審判→審判割当責任者→県審判委員長（報告書作成）
  - ・チーム責任者→（会場責任者）→競技責任者（報告書作成）→競技最高責任者
  - ・大会役員→会場責任者→競技責任者（報告書作成）→競技最高責任者
- ②ヒアリング
  - ・事実関係調査（懲罰対象者←事情聴取者）
    - －役職員 ←競技最高責任者・所属協会責任者
    - －審判・インストラクター ←審判委員長
    - －チーム責任者（含：該当者） ←競技責任者・審判委員長
- ③委員会協議・判断
  - \*証拠の評価
    - 懲罰の審理においては、審判（審判インストラクター）、当事者および目撃者の供述および文書、音声および映像の記録ならびに専門家の意見、その他一切の証拠を参照することができる。
- ④決議（懲罰の決定）
- ⑤報告（理事会・関係部署）と通知
  - ・委員長は理事会への報告書作成
  - ・委員長→該当者へ通知 \*文書または口頭による通知
    - 「判断中通知」……………試合出場不可・役職員活動不可 \*重大事案のため
    - 「決定通知」

## 8. 懲罰基準 \*JBAホームページ参照 <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei>

- 1) 公式大会（試合）におけるディスクオリファイ（DQ）、ファイティング、通常では起こらないケースでの失格・退場に対する処分、またそれぞれの大会での大会規程の違反に対する処分は、懲罰の対象となる。
- 2) 懲罰は、違反行為の重さに従い、出場停止・資格停止等の罰則を適用する。暴力行為は、すべて厳重に処罰される。
- 3) チーム全体が、試合を放棄した場合、又は大会規程を守らなかった場合は、審議のうえ処置を決定する。
- 4) 罰則については、下記のJBA各種規程に準じて規律委員会で決定する。
  - ・基本規程 第10章「懲罰」
  - ・指導者処分ガイドライン
  - ・審判員および審判インストラクターに関する規程
  - ・公式競技会における違反行為に対する懲罰基準
  - ・アンチドーピング規程



## 9. 不服申立について

- ・この決定に対し異議等ある場合は、通知後7日以内にPBA専務理事宛に文書により申し立てを行うことができる。